

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 2 年度第 6 回</p> <p style="text-align: center;">富士見市介護保険事業推進委員会</p> <p style="text-align: center;">議事録</p>						
日 時	令和 3 年 1 月 2 8 日 (木)		開会	午後 1 時 3 0 分		
			閉会	午後 2 時 1 0 分		
場 所	市民福祉活動センター ぱれっと 第 1 ・ 2 会議室					
出 席 者	委 員	奥村会長	日鼻副会長	鳥羽委員	渋谷委員	武長委員
		○	○	○	○	欠
		谷澤委員	前田委員	熊木委員	古内委員	小寺委員
		○	○	○	○	○
		佐々木委員	井山委員			
		○	○			
	事 務 局	高齢者福祉課 宮嶋課長、長谷部副課長、新山副課長、 飯塚係長、神谷係長、内田主査、鶴田主任 健康増進センター 望月所長、平係長				
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者なし)					
議 題	(1) 指定介護予防支援業務委託の承認について (2) 第 8 期介護給付費及び保険料基準額について (3) パブリックコメントの結果について (4) 第 8 期富士見市高齢者保健福祉計画 (案) について (5) 市長への答申について (6) その他					

議 事 内 容

1 開会

- ・委員長より開会のあいさつ

2 議事

- (1) 指定介護予防支援業務委託の承認について
- ・事務局より資料1に沿って説明。

質疑なし

上記について承認。

- (2) 第8期介護給付費及び保険料基準額について
- ・事務局より資料2に沿って説明。

< 質 疑 >

委 員：介護保険料が支払えなくて介護サービスを受けられていないという状況の方は、現在どれくらいいるのか。

事務局：介護保険料を滞納すると、介護サービスを受けられないというわけではなく、介護サービスを利用した際の利用者負担が3～4割になったり、費用の全額をいったん利用者が負担し申請後に保険給付が支払われたりする措置がとられ、滞納期間に応じた給付制限の措置が行われます。本市で給付制限の措置を受けている方は年間10人前後の方であり、滞納者も介護保険料を納付書や口座振替による納付である普通徴収の一部の人です。被保険者から、滞納していた介護保険料の納付ができない、やむを得ない理由があり介護保険料が支払えない等の納付相談を受けていますが、事情によって、分割納付や納付猶予、保険料の減免などが受けられる場合もありますので、給付制限の措置に陥らないように、その方の状況に合わせて相談にのっています。

- (3) パブリックコメントの結果について
- ・事務局より資料3に沿って説明。

質疑なし

- (4) 第8期富士見市高齢者保健福祉計画（案）について
- ・事務局より資料4に沿って説明。

< 質 疑 >

委 員：計画に施設サービス等が満床となっていると記載してあるが、市内の入所施設ごとの定員を計画に掲載することはできるか。

事務局：市内の各施設の入所定員について、掲載いたします。

委員：富士見市に転入した方が認定を受けていた場合、転入と同時に市内の入所施設に住所変更したら、給付費は富士見市が支払うのか。

事務局：住所地特例という制度があり、介護保険施設に入所すると同時に、住所をその施設所在地に変更して転入した場合は、住所変更前の市区町村の被保険者となるので、給付費は保険者である住所変更前の市区町村が負担しています。

委員：施設サービスの給付量の図表に、介護医療院の利用者数が1人と記載されているが、どこの施設か。

事務局：本市には介護医療院はないので、市外の施設ですが、どこの施設かは把握していません。

(5) 市長への答申について

- ・事務局より説明。

質疑なし

(6) その他

- ・高齢者福祉課長よりお礼とあいさつ

3 閉会

- ・副委員長より閉会のあいさつ